

競技注意事項

1 競技規則について

- (1) 本大会は令和8年度日本陸上競技連盟規則に則り行う。

2 練習について

- (1) 練習は補助競技場を利用すること。補助競技場での跳躍・投てき練習は禁止する。ただし助走練習や用具を持たないターン練習は可とする。

競技終了後は使用した補助競技場備え付け器具の片づけにご協力ください。

3 招集・欠場等について

- (1) 選手招集所は、第4ゲート付近のスタンド下器具庫内付近に設ける。
- (2) プログラム記載の招集開始時刻までに招集所に集合すること。招集開始時刻より点呼を開始する。その際、競技者本人がアスリートビブス・スパイク等の確認を受けること。なお、確認後は各自でスタート地点・競技場所へ移動すること。
- (3) 招集完了時刻に遅れた者はその競技種目に出場できない。ただし、2種目を同時に兼ねて出場する競技者は、招集開始時刻前に招集所の役員にその旨を申し出て役員からの指示に従うこと。
- (4) 欠場をする場合は、招集完了時刻までに競技者係（第4ゲート付近）に置いてある「欠場届」に必要事項を記入し提出すること。ただし事前にわかっている場合は、プログラム添付の欠場届（団体用）に記入の上、午前8時までに競技者係に提出すること。

4 アスリートビブスについて

- (1) アスリートビブスは、選手登録時に配布されたものをそのままの形でユニフォームの胸部と背部に着けること。ただし、跳躍種目に出場する選手は、胸部または背部のいずれか一方でよい。
- (2) トラック競技に出場する選手は選手登録時に配布されている腰ナンバーカードを右腰につけること。ただし、800m以上の種目については、招集時に配布される通し番号の腰ナンバーカードをつけること。
- (3) 今大会は、大学生についてのみ前年度学連登録ナンバーの使用を認める。

5 シューズの靴底（ソール）の厚さについて

- (1) シューズとは、スパイク、ノンスパイクシューズを含むものである。
- (2) トラック・フィールドすべての種目について、20mm以下とする。競歩については40mm以下とする。

6 リレー競技について

- (1) オーダーは、各ラウンドともプログラム添付のオーダー用紙に記入し、招集完了時刻の1時間前までに招集所に提出すること。提出が遅れたチームはその競技種目に出場できない。
- (2) リレーに出場するチームは、同一系統のユニフォームを着用すること。

7 競技運営上の注意点について

- (1) トラック競技はすべてタイムレースとする。
- (2) ハードル種目の高さ・インターバルは、要項記載通り一般の高さ・インターバルとする。

- (3) 男子5000mについては、3000mを11分以内に入れない場合、その段階でタイムオーバーとなり失格とする。失格した選手は速やかに走路外へ出ること。
- (4) 5000m競歩については、最終周回に35分以内に入れない場合、その段階でタイムオーバーとなり失格とする。
- (5) フィールド競技は原則として試技を3回とする。（走高跳、棒高跳は除く）
- (6) フィールド競技において、参加人数が多い場合にはパスラインを設けることがある。
- (7) 高さを競う種目についての最初の高さ及び上げ方は審判長の指示による。
- (8) 走幅跳は2ピットに分けて実施する。三段跳の踏切板の位置は、審判長の判断による。
- (9) 男子の砲丸投・円盤投・ハンマー投、女子の砲丸投は、重量別に重い順に実施する。
- (10) スパイクシューズのピンの長さは9mm以下とする。ただし、走高跳、やり投においては、12mm以下とする。ピンの数は11本以内とする。

8 競技用器具について

- (1) 棒高跳用ポール以外の器具は、原則として会場備え付けのものを使用する。

9 表彰について

- (1) 各種目1位の選手は、成績発表後に表彰を行うので、正面ロビーに集合し競技役員の指示に従うこと。出席できない場合は代理を立てること。

10 迷惑撮影、不審者、ヘイトスピーチ等の対応について

- (1) 競技会場での選手の家族や学校関係者(生徒含む)によるカメラ・ビデオ・携帯電話等による撮影は、各団体から発行された撮影許可書を携帯する方のみ許可する。撮影時は、役員に許可書が見えるようにネームホルダーや名札入れなどを使用すること。撮影許可書を身につけていても撮影禁止エリアでの撮影はできない。スマートフォン、タブレットでの撮影はメインスタンドおよび芝スタンドで可能とする。ビデオカメラ、デジタルカメラ、一眼レフカメラなどでの撮影はメインスタンドのみ可能とする。
- (2) 報道等で撮影を行う場合は、必ず事前に受付をして、主催者が用意したビブスを着用すること。
- (3) 撮影対象が競技会方針と異なると思われる場合は、記録内容の確認を求められることがある。事案によっては、警察に引き継ぐこともある。
- (4) 観戦をしている中で、競技運営に重大な支障をきたすような発言やヘイトスピーチととられる発言、看板等の掲示があった場合、または他の観戦者に迷惑を掛けていると判断した場合は退場を求める。

11 その他

- (1) テント設営は、補助競技場のトラック周りやメイン競技場芝スタンド裏側など、周辺の通行に支障がない箇所に限り設置を認める。なお、競技場と県営体育館の間の円芝生への設置は認めない。また、メインスタンドダックアウトについては、雷雨時や熱中症対策など共有のスペースとして使用するため、チームでの場所取りやテントを設営しての占有使用はご遠慮ください。
- (2) メインスタンドでの集団応援や立ちあがっての応援及びテント設営は禁止する。
- (3) 更衣室でのシートを用いた場所取りや独占は禁止する。
- (4) 「のぼり」・「横断幕」の設置はメインスタンドの最上段のみ許可する。